

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	子ども医療費の支払いの特例	
根 拠 法 令	子ども医療費の助成に関する条例施行規則	
根 拠 条 項	第11条	
連 絡 先	(電話 621-5564)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 申請にあたって必要となる次のものが揃っていること。</p> <p>(1) 子ども医療費助成金請求書</p> <p>(2) 領収書</p> <p>(3) 診療内容を証する書類</p> <p>(4) 印鑑</p> <p>(5) 保険者又は他の公費負担医療制度の給付を受けた場合はその支給額が記載された書類</p> <p>2 助成の方法は申請時に記載した子どもの保護者への口座振込による支払いとする。</p> <p>3 領収金額が21,000円以上のもの又は施術費であって前記1の(5)の書類の提出がなかったものについては、保険者の助成決定を待つて、文書による照会をし、助成額を確認した後、決定を行う。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成29年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日 (休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	ただし、審査基準3の照会を行うものについては、総日数120日 (休日を含む)
	設 定 等 年 月 日	平成29年4月1日設定 (平成 年 月 日最終変更)